

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成27年6月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500025 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500008 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成11年10月30日から平成12年5月1日に訂正し、平成11年10月から平成12年4月までの標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

平成11年10月30日から平成12年5月1日までの訂正後の期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成11年10月30日から平成12年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基 础 年 金 番 号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成11年10月30日から平成12年5月1日まで

私は、平成7年1月11日からA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では同社の資格喪失日が平成11年10月30日となっている。平成12年5月1日まで被保険者であったと記憶しているので、同日を資格喪失日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の回答から、請求者はA社に平成7年1月11日から平成15年3月31日まで勤務していたものと認められる。

そして、平成11年10月30日から平成12年5月1日までの期間は、請求者が所持している給与明細書から事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書から44万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録では、A社は、平成11年10月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している請求者を含む3名は、雇用保険の記録から継続勤務が確認できる上、商業登記簿謄本では、同社が平成27年1月20日まで存続していることから、請求期間において同社が適用事業所の要件を満たしていると認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成11年10月30日から平成12年5月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては、不明と陳述しているが、当該期間において、A社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしながら、事業主から厚生年金保険適用事業所全喪届が提出されていたと認められることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付

する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1500021号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第1500009号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和38年4月1日から同年3月16日に訂正し、昭和38年3月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

昭和38年3月16日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る昭和38年3月16日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄） : 女（妻）

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正13年生

住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正9年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年3月16日から同年4月1日まで

私の夫は、請求期間においても、A社に正規職員として継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録では、請求期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。請求期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された在職証明書及び雇用保険の被保険者記録並びに複数の同僚の回答から判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間及びその前後の期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、訂正請求記録の対象者と同様に、昭和38年3月16日から同年4月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落している複数の同僚は、昭和38年3月16日のA社の組織改正により、C事業所がB事業所となったが、勤務地に変更は無く継続して勤務し、厚生年金保険料の控除についても継続していたと回答している。

さらに、請求期間に係る訂正請求記録の対象者の厚生年金保険料の給与からの控除について、A社は、「給与は支給していたので、保険料は控除していたと思う。」と回答している。

また、昭和38年3月の標準報酬月額については、A社B事業所における昭和38年4月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録及び事業所名簿によると、A社B事業所は昭和38年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間は適用事業所となっていない。

しかしながら、請求期間当時、A社B事業所は、A社の組織の中に有り、A社は法人の事業所であり、同社が提出したB事業所昭和36年3月16日在籍者一覧には、訂正請求記録の対象者を含む153名の従業員の氏名が確認できる上、同社は153名全員が正社員であったと回答していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和38年3月16日から同年4月1日までの期間について、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和38年3月16日から同年4月1日までの期間において、A社B事業所は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかつたと認められることから、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る厚生年金保険料についての納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。